

エコドライブシミュレーター貸出要領

1 目的

この要領は、エコドライブの普及啓発を推進するため、県が鳥取県地温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）へ貸与したエコドライブシミュレーター（Hondaセーフティナビ）一式（以下「シミュレーター」という。）の貸出しについて、必要な事項を定める事を目的とする。

2 貸出対象者

貸出対象者は、県内の各市町村、自治会、企業その他の団体とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

- (1) 個人へ貸し出す場合
- (2) 県外で使用する場合
- (3) 借用期間が3日を超える場合
- (4) 目的外に使用する場合
- (5) 宗教活動で使用する場合
- (6) 営利目的で使用する場合

3 貸出しにかかる費用負担

- (1) シミュレーターの貸出しにかかる運搬費用、鳥取県地球温暖化防止活動推進員の旅費・報酬については、センターが負担するものとする。
- (2) シミュレーターの返却にかかる運搬費用については、借用者が支払うものとする。
- (3) 貸出料は、無料とする。

4 借用手続

- (1) シミュレーターの借用を希望する者は、借用希望期間開始の日の2週間前までに、借用申込書（様式第1号）をセンターに提出するものとする。
- (2) センターは、(1)の借用申込書を受け付けたときは、借用希望期間内に他のシミュレーターの貸出し予定がなく、この要項に定める事項に照らして、問題ないと判断した場合には、貸出を許可するものとする。
- (3) センターは、(2)の許可をしたときは、貸出許可書（様式第2号）を借用者に交付するものとする。

5 貸出時の確認

センターは、シミュレーターの貸出時及び返却時に必ず動作確認を行うものとする。

6 貸出条件

- (1) 借用者は、貸与期間中、シミュレーターの管理責任があり、譲渡、転貸、処分、目的外使用等はできません。
- (2) 故意又は過失により借用したシミュレーターを故障させ、又は損壊させた場合は、その状況を速やかにセンターに連絡すること。また修理等に要した費用については、借用者が負担すること。
- (3) シミュレーターを返却する際は、付属品を含め貸出時と同様の状態で返却すること。
- (4) シミュレーターは返却予定日までに必ず返却すること。
- (5) シミュレーターに係るソフトウェアの複製を禁止する。

7 その他の事項

この要領に定めのない事項又はこの要領に関し疑義を生じた事項については、県とセンターで協議を行い決定するものとする。